

さいたま市子ども・子育て支援事業計画
「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表
(平成30年度)

【 その他事業 】

【様式2】その他事業

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
4	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	—	—	—	—	649	A	—	—	既存幼稚園から認定こども園への移行等による施設整備への補助及び支援を実施した結果、平成30年度末時点の前年度比68人の定員を増やし、目標値を上回る定員を確保したため、A評価としました。 また、令和元年度の定員増に向けて、認定こども園の定員変更等を実施しました。	平成31年4月時点において、393人の保育所等利用待機児童が生じており、今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、保育需要の高い地域を中心に、引き続き既存幼稚園からの移行による認定こども園の普及を図り、保育の受け皿確保を進めます。	待機児童の解消に向けて、保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、既存幼稚園からの移行による認定こども園の普及を進め、安心して子育てできる環境づくりを目指します。	ウ	のびのび安心子育て課
5	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会として、市内の幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携推進実務担当者会を設置し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成30年度は、保幼小連携推進実務担当者会で調査研究を行い、幼児教育を行う施設と小学校の生活の様子を対比させながらまとめた「パンフレット」「育ちと学びの「縦」・「横」のつながり」を作成し、予定通り配布できたことからA評価としました。 この事例集については、カラーで10,000部作成し、幼稚園・保育所・市認定保育施設等の保育者へ1人1冊配付するとともに、各小学校へも10部ずつ配付しました。	平成25年度から各種冊子を作成・配付してきた取組を総括するため、各園における冊子の活用状況などを調査し、各園が活用しやすい資料作成に生かします。 具体的には、保幼小等に12月までにアンケートを実施するなどして、次年度に策定できるよう準備を整えます。	平成30年度まで取り組んできたものをまとめた保幼小連携推進資料をもとに、「保幼小連携カリキュラム」の作成準備を行います。	ウ	幼児政策課
6	公開保育研究推進事業	幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、互いの保育を参観し合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	279	A	—	—	10区13園での公開保育研修会を実施し、279人の保育者が参加したことからA評価としました。 小学校にも案内を配付して参加を呼び掛け、10園への公開保育には小学校の校長・教頭・教諭が参加し、保幼小連携の観点からも有意義な研修会となりました。小学校と幼稚園・保育所等の保育者の相互理解が深まり、お互いが顔の見える関係づくりの一助となりました。また、この研修会を通して、小学校と幼稚園・保育所等のつながりができ、児童と園児の交流会に発展した例もありました。 今後も幼稚園・保育所等と小学校の積極的な交流により、円滑な接続につながるように研修の機会を充実させます。	公立保育所や私立保育所、小学校の参加者に比べ、幼稚園からの参加者が少ない傾向が見られます。幼稚園等への周知方法を見直し、参加者の増加につなげていきます。 公開保育研修会での協議内容においては、園内研修等のテーマとともに、育成支援(小学校以降は特別支援)の側面からも研修を深めていくことが、小学校への円滑な接続につながります。指導者の指導助言等で言及していただくことで保育者等の資質の向上を図ります。	令和元年度は、13園が公開保育研修会実施園と行います。(公立保育園9園、私立保育園2園、私立幼稚園1園、児童発達支援センター1園) 児童発達支援センターでの育成支援の仕方を中心に公開保育や校区園長会との共催による参加機会の確保に努め、相互理解の促進を図っていきます。	ウ	幼児政策課
7	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	292	A	—	—	保育者小学校等体験研修を実施し、延べ292人の保育者が参加したことからA評価としました。 平成30年度は、平成29年度の課題であった小規模・ナーサリーからの参加者が増えたので、事業の周知が図られたと考えます。(参加園140園(昨年度比30園増)、参加者延べ292名(昨年度比延べ48名増)) 参加者からも「小学校教諭との顔の見える関係づくりができ、今後の園児と児童の交流へと発展が期待できた」、「文章を理解することの大切さを感じ、園に戻ったら絵本やお話に触れる機会を設けようと思った」などの感想をいただくことができました。	特別支援学級での実習希望が多く見られたため、受入れ学校の状況を丁寧に聞き取りながら受入れ学級の幅が広がるよう協力依頼に努めています。 また、保育士等との情報交換を放課後に実施するなど時間確保に努めた小学校も多く、研修体制・協力体制が浸透してきています。校長会・教頭会等の機会での研修のあり方を具体例をもって説明してきます。	引き続き、参加園や参加者の増加を働きかけます。 また、特別支援学級を希望した場合の対応については、受入れ校へ丁寧な説明等を行い、実施できるよう努めています。	ウ	幼児政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
8	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	103	A	—	—	平成30年度「保幼小連携のための保育参観研修」に、さいたま市立小学校全校から各1名以上の教員が参加したためA評価としました。	平成30年4月より幼稚園教育要領が全面実施となり、幼児教育と小学校教育の連携を深めることがさらに求められています。 本事業の充実を図るためには、研修生の受入に協力していただける私立幼稚園、私立保育所等を増やす必要があります。 そのため、研修会等で周知、啓発を行います。	幼稚園・保育所等との連携を深めるため市立小学校全校から各1名以上参加の「保幼小連携のための保育参観研修」を実施します。また、研修会等で周知、啓発を行います。	ウ	指導1課
22	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉法人以外の法人の参入を促進	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成30年度に整備等を行った保育施設22か所(認可保育所、小規模保育事業所の合計施設数)の運営主体は、社会福祉法人が11か所、株式会社・有限会社社が10か所、個人・その他が1か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、A評価としました。	保育の質や事業の持続性を確保するため、認可保育施設の整備事業に当たっては、法人種別による制限は行わないものの、財務状況や保育事業の運営実績による厳正な審査を行います。	多様な事業者の能力を活用した施設整備に向けて、普及啓発に取り組みます。	ウ	のびのび安心子育て課
23	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備するため、平成27年度から建設工事を進め、平成30年4月1日に全館開設を予定しています。	(仮称)さいたま市子ども総合センターの開設	—	—	—	—	—	全館開設	A	—	—	子ども家庭総合センターを平成30年4月1日にフルオープンし、「ばれっとひろば」等の遊びや交流の場となる市民コネクタースクエアや屋外の常設のプレイパークである「冒険はらっぱ」の運営を行い、「なんでも子ども相談窓口」等で様々な相談に対応するとともに、専門相談機関と連携した支援を行ったため、A評価としました。	—	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため、子ども家庭総合センターの管理運営を適切に行っています。	オ	子ども家庭総合センター総務課
26	保育コーディネーター事業	各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。 また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、お子さんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。	保育コーディネーターの人数	人	—	—	—	—	10	A	—	—	平成29年度から引き続き、全区に配置することができたことから、A評価としました。	保育コーディネーターによる市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設、市認定保育施設、認可外保育施設等に対する相談支援を行い、保育内容や保育環境等の保育の質の向上を図っていますが、より効果的、専門的な助言が行えるよう、各区コーディネーター間での情報共有、相互連携を強化していく必要があります。	令和元年度も引き続き、全区支援課にコーディネーターを配置するとともに、定例会を開催し、各区コーディネーター間での情報共有等の強化に努めます。	ウ	保育課
28	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室のアンケートにおける満足度	割合(%)	—	—	—	—	98.7	A	—	—	出産前教室は、初妊婦の数、出生数、若年妊婦や高齢妊婦の傾向、医療機関での出産前教室などの実施内容・状況をもとに、各区で開催回数や内容を検討して実施しています。事後アンケートでは、「理解できた」「役に立った」と回答を得られたものの割合が目標値を超えたため、A評価としました。 成果 10区 188回、実人数 5,020人、延人数 5,371人	各区市報や事業案内、ホームページなどで周知を図っています。例年、申込者が定員に満たなかったり、反対に定員を上回り参加をお断りしたりと各区の状況は異なります。必要な対象者により多く受講してもらえよう、各区の実情にあわせて事業計画を検討します。	令和元年度においては、10区188回、定員は延6,356人で実施します。	ウ	地域保健支援課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
31	乳幼児健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査後の保健指導や、未受診フォローを行います。	受診率 (各健康診査受診率の平均)	%	—	—	—	—	(乳健) 95.1 (歯科) 82.4	(乳健)A (歯科)A	—	—	平成30年度の目標としていた乳幼児健康診査受診率92.8%及び幼児歯科健康診査受診率73.0%を超えたため、A評価としました。 各種乳幼児健康診査の中で比較的低い3歳児健康診査及び幼児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別にはがきを送付し、受診勧奨を行いました。 受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認して居住実態が把握できない児については、虐待のリスクも含めて検討し、フォローを行っています。	4か月児、1歳6か月児の受診率については、伸びが見られます。しかし、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査の受診率の伸びを期待できる状況にあります。未受診理由では「忘れていた・忙しかった」が最も多くなっており、今後は個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、新たに市内の子育て関連機関とも連携した啓発を行い、受診を促していく予定です。 未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら対応をしていきます。	受診率のさらなる向上に向けて、引き続き受診勧奨及び周知に努めます。 標準的な乳幼児健康診査の実施に向けて検討を行い、令和元年度から新たな乳幼児健康診査票と体制で乳幼児健康診査を実施します。保健指導マニュアルの活用により受診後のフォローをさらに充実させていきます。	ウ	地域保健支援課
32	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	10区で360回開催し、14,704人の参加であったため、A評価としました。	区の特性を踏まえ、各区で実施内容や回数の検討を行っています。 今後については、引き続き利用者のニーズに沿った事業開催を検討していきます。	令和元年度も開催方法を検討し、10区で育児相談を実施して、適切な保健指導を行います。	ウ	地域保健支援課
33	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、乳幼児・児童にかかる健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	受給資格登録率	%	—	—	—	—	99.5	A	—	—	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行いました。併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施しました。平成30年度の目標である、対象者の受給資格登録率97%以上について、目標とおり事業を進めることができました。	年々、一人あたりの医療費が増大していることから、医療費の増加を抑制することが課題であり、今後も引き続き、市民に対して適正受診の啓発を行っていきます。	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行います。併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施します。	ウ	年金医療課
34	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。	アクセス件数	件	—	—	—	—	1,414,639	A	—	—	子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを管理・運営し、アクセス件数が1,414,639件だったため、A評価としました。	市民が必要とする最新の情報を提供できるよう管理・運営を行うほか、市報や子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上に努めます。	引き続き、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトの管理・運営を行います。	ウ	子育て支援政策課
35	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・育ち環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。	区のネットワーク設置数	区	—	—	—	—	8	B	—	—	市の子育て支援ネットワークについては、関係機関を集め、年1回会議を開催しました。 区の子育て支援ネットワークについて、未設置区の設置に向けた取組として、各区子育てマップのリニューアルに係る打ち合わせと連動して設置を促しましたが、設置率が80%だったためB評価としました。	市の子育て支援ネットワーク会議については、主に情報交換の場として年1回開催されていますが、より有用な会議体となるよう検討を進めていきます。 区の子育て支援ネットワークについて、未設置区への設置に向けた取組として、区子育てマップの年度更新に合わせて会議を開催したり、地域の特性を生かしたネットワークの仕組みを構築するなどの働きかけを行います。	市の子育て支援ネットワークについては、引き続き年1回以上会議を開催します。 区の子育て支援ネットワークについて、未設置の区に対しては、引き続き設置に向けた働きかけを行い、既に設置されている区については、継続実施されるように働きかけを行います。	ウ	子育て支援政策課
36	子育て応援ブック事業	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。	発行部数	冊	—	—	—	—	59,000	A	—	—	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に子育て応援ブックを50,000冊、子育て応援ブック外国語版を9,000冊をそれぞれ発行し、市内公共施設で配布をしたため、A評価としました。	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、より分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。	引き続き、子育てに関する情報を集約し、情報を提供します。	ウ	子育て支援政策課
37	子育てきっかけ応援ブック事業	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「子育てきっかけ応援ブック」を作成します。	発行部数	冊	—	—	—	—	30,000	B	—	—	「子育てきっかけ応援ブック」について、各種施設やサークル・団体情報を掲載することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなり、また、地域の子育て支援が推進できるよう、必要部数を精査したうえで30,000冊を発行したため、B評価としました。	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、より分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。 また、「子育て応援ブック」と名称が似ていることから、差別化を図るため、冊子の名称を「あそび場ガイドブック」へと変更し発行します。	引き続き、各種施設やサークル・団体を掲載・紹介することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなる冊子を発行し、地域の子育て支援の推進を図ります。	ウ	子育て支援政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
38	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートバック引換件数	件	—	—	—	—	6,727	A	—	—	対象者に4か月、10か月健康診査のお知らせと一緒に案内文を送付するとともに、市報、市ホームページ、さいたま子育てWEBでの周知に努めたことで、引換数が6,727人となり、当初の目標値を大幅に上回ることができたため、A評価としました。	より多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知する必要があります。	引き続き本事業の周知に努め、単独型子育て支援センターを会場として、開館時間中随時、絵本の配布を行うとともに、読み聞かせのアドバイスを行います。	ウ	子育て支援政策課
39-1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を刷新し、市内公共施設等で配布しました。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、必要に応じて「父子手帖」の掲載内容を更新し、発行します。	引き続き「父子手帖」を市内公共施設等で配布し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	ウ	子育て支援政策課
39-2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として2事業者表彰し、市HPや男女共同参画社会情報誌「You&Me〜夢〜」平31年3月号において広く市民・事業者へ周知しました。また、男女共同参画推進センターにおいて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する以下の講座を実施しました。講座参加者アンケートにおいて、ワーク・ライフ・バランスの必要性を認識したと回答した受講者の割合は90.3%であったことからA評価としました。 ・男性カレッジ2018「ライフキャリアメンテナンス集中講座」 平成30年6月16日、23日(午前・午後)(全4回) 対象:市内在住、在勤、在学の男性 参加者数:延40名 ・幼児を持つ母親のための講座「笑って子育てしていますか?〜みんなで語ろう!ワタシのこと〜」 平成30年10月16日、23日、30日、11月6日、11月13日(全5回) 対象:女性 参加者数:延82名 ・ワーク・ライフ・バランス出前講座「働き方改革とワーク・ライフ・バランス」 平成30年11月7日 対象:財務省関東財務局 参加者数:138名	「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰」を引き続き実施していく必要があります。出前講座でのアンケート集計によると職場でのワーク・ライフ・バランスを推進するためには、組織の意識改革が必要との意見が多かったことから、更にワーク・ライフ・バランスについての周知、啓発を行っていく必要があります。	「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰」、出前講座数を引き続き実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	ウ	人権政策・男女共同参画課
39-3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成31・32年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する企業のうち、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した企業において、経営事項審査の総合評価値に発注者別評価点10点を各々加算しました。 入札制度における優遇措置として、総合評価方式で入札する案件について、次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある入札参加者に対し、評価点に2.0点を加算しました。 以上のことから、A評価としました。	特になし	引き続き入札制度における優遇措置を実施することにより、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定を企業等に促し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ります。	ウ	契約課
39-4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	CSRにつながる様々な経営活動の解説とともに具体事例を列挙した「CSRチェックリスト」の公表及び配布を通じて、企業やCSR関係者に対しワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行ったため、A評価としました。	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に向けて、CSRチェックリストの更なる普及が必要ため、当課主催セミナー等でCSRチェックリストを配布する等、PRを継続的に実施します。	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に向けて、CSRチェックリストの更なる普及が必要ため、当課主催セミナー等でCSRチェックリストを配布する等、PRを継続的に実施します。	ウ	経済政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
39-5	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ balan ス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	「働く人の支援講座」(労務実務ステップアップコース)において、ワーク・ライフ・バランス推進に資する。以下の講座を実施したため、A評価としました。 ・「働き方改革の取り組みポイント」延べ69名受講	ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、働き方や職場環境の改善に関する企業全体の理解や意識改革が重要であり、そのためには、勤労者だけでなく、企業の労務担当者・管理職・経営者向けに講座を実施する必要があります。	令和元年度も、「働く人の支援講座」の中で、勤労者や、企業の労務担当者・管理職、経営者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座を実施する予定です。	ウ	労働政策課
40	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関との連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	—	—	—	—	1	A	—	—	平成30年度においては、7月に1回代表者会議を開催し、平成29年度の取組内容及び平成30年度の事業計画についての審議、さいたま市における児童虐待の概要についての報告等を行いました。	児童虐待をはじめとする要保護児童の諸問題について、早期発見・早期対応を図る必要があるため、関係諸機関との連携強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備を図り、虐待の予防から早期発見・早期対応、地域での適切なケアに努めていきます。	関係諸機関との連携の強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備を図り、虐待の予防から早期発見・早期対応、地域での適切なケアに努めていきます。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
41	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	相談件数	件	—	—	—	—	11,195	A	—	—	家庭における子どものしつけや性格、生活習慣、言語、発達、学校生活、非行、児童虐待等の相談の受付を実施し、相談件数が11,195件と平成29年度より増加したため、A評価としました。	家庭児童相談員が、受け付けた相談に適切に対応し子育てに関する不安を解消するためには、高度な専門知識を得るとともに、多くの経験を積むことが必要となります。	家庭児童相談員を対象とした研修を実施することで、相談員の資質、問題処理能力、技術等を向上させるとともに、引き続き事業の充実を図ります。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
42	児童相談所における支援	増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント研修回数	回	—	—	—	—	9	A	—	—	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年9回開催しました。 * 1回を別研修に組み込んだため、9回開催となりました。	増加の一途をたどり、複雑化する児童虐待に対応するため、専門性を高い職員の育成を行います。	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を開催します。	ウ	児童相談所
43	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	—	—	—	—	16	A	—	—	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。	相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携は重要であり、地域との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を実施することにより、連携強化します。	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催します。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催します。	ウ	児童相談所
44	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	オレンジリボンキャンペーンの実施回数	回	—	—	—	—	2	A	—	—	オレンジリボンキャンペーンについて、厚生労働省が定める11月だけではなく、市独自に5月にもオレンジリボンキャンペーンを実施したため、A評価としました。	虐待を防止し子どもの権利を守るため、できるだけ多くの方の意識の向上を図り、啓発を行っていく必要があります。虐待防止やオレンジリボンについての認知度は上がってきているとはいえ、市民一人ひとりには、完全に認識されているとまでは言えないと考えています。このため、啓発活動の内容について模索しながら、効果的なPR方法を検討していきます。	年間2回のオレンジリボンキャンペーンにおいて、市報や市ホームページの記事の掲載、市区役所等への横断幕・懸垂幕の掲出及び区役所の窓口や図書館・公民館へのポスターの掲出等により、児童虐待防止の啓発に努め、児童虐待が児童に及ぼす影響や虐待通告窓口等について周知していきます。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
47	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日等を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。	受付件数	件	—	—	—	—	1,119	A	—	—	年々増加する児童虐待通告や電話相談に対応するため、電話相談員に対する、専門性を高めるための研修を実施しました。平成30年度は研修内で「療育センター」「子どもケアホーム」「ペアレント・トレーニング」について講話を実施し、相談業務の充実を図りました。	電話による通告、相談件数が増加する中で、電話相談員の専門性が求められるため、今後も迅速かつ的確な対応ができますよう、専門的な研修を実施していきます。なお、相談件数は前年度に比べて2件の増、児童虐待相談件数は227件増となりました。	年々増加する児童虐待通告や電話相談に対応するため、電話相談員に対する、専門性を高めるための研修を実施します。	ウ	児童相談所

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
48	社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会	重篤な児童虐待事例が発生した際に、同様の事例の再発防止に向けて審議し、抽出された問題点や課題などを踏まえ、その解決に向けた具体的な対策について、報告書をもって提言します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	心理・精神の専門家に分科会委員を委嘱しました。 平成30年2月及び3月に市内で児童虐待による死亡事例が発生したため、平成30年度中に分科会を3回開催し、検証を進めました。分科会では、検証報告書作成に向けて、事例の概要説明及び情報収集・事実確認を行いました。	行政機関の関わりがなかった事例の検証をする場合には、関係機関から得られる情報が少なく、詳細な検証を行うことが難しい実情があります。個人情報保護に対する配慮はありますが、法令の範囲内で、行政機関だけでなく民間の関係機関からも情報収集できるよう努めます。	事業における課題・問題及び解決に向けた提言をまとめ、検証報告書の完成に向けた、分科会を開催します。完成した検証報告書を市長に対し答申します。	ウ	子育て支援政策課
49	里親制度	里親になるための、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親の登録数を増やし、里親委託を推進します。また、里親基礎研修・更新研修等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親応援の集いの開催や里親委託推進員の配置等により里親の支援を図ります。	里親への委託率	%	—	—	—	—	40	A	—	—	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベント「里親応援の集い」の開催、里親月間における里親制度PR「One Loveキャンペーン」の実施により、里親制度が幅広く周知され、里親登録数が増加しました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携等により、里親支援の充実を行いました。 その結果、目標値である里親への委託率34.5%を上回る40.0%を達成できたため、A評価としました。	平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。この改正法の理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」により、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現することが提言されました。 児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。 また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言えない状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要です。	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベントの開催及び里親月間における里親制度PR等の里親制度の周知方法を見直し、より効果的な普及啓発活動を行うことで里親登録数の増加を図ります。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携に加え、新たな関係機関との連携を図り里親支援を強化するなど、里子との関係不調を起こさない体制を構築していきます。	ウ	児童相談所
50	児童養護施設等整備推進事業	家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等を推進し、家庭的養育の充実を図ります。また、養育単位が小規模化された乳児院を整備するなど、施設の特性と役割を踏まえた適切な養育体制を構築し、社会的養育の充実を図ります。	乳児院数	施設	—	—	—	—	2	A	—	—	平成28年6月から児童養護施設等(乳児院)が開設されており、目標達成済みのためA評価としました。	児童養護施設において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアが提供できるよう本体施設の小規模化を含め、施設ごとの特性に応じた最適な養育体制を構築し、社会的養育の充実を図ることができるよう、引き続き検討を進めていきます。	令和元年度に策定予定である都道府県社会的養育推進計画に基づき、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等の推進について検討し、引き続き家庭的養育の充実を図ります。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
51	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	入所世帯数	世帯	—	—	—	—	5	C	—	—	さいたま市母子生活支援施設けやき荘に入所して自立に向けた支援を行う母子について、10世帯の入所を目標としていましたが、平成30年度は新規入所が5世帯となったため、C評価としました。	課題として、市内の母子生活支援施設が1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定されるおそれがあります。 このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることによりさいたま市母子生活支援施設けやき荘の稼働率の向上を図ります。	夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を住所地から離れた母子生活支援施設で広域的に受け入れることにより、母子世帯の福祉の向上を図ります。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
52	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	—	—	—	—	62	A	—	—	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協同で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、62回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。	今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図っていきます。	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協同で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、63回の家族支援ケースカンファレンスを実施します。	ウ	児童相談所

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
53	総合療育センター事業	医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び保護者支援を継続して実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種専門職による保育所・幼稚園等への訪問支援及び特別支援教育相談センターとの連携を図るなどの地域支援を引き続き実施します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	診察の待ち期間を短縮するため、ひまわり学園では、執務室を改修し、診察室1室を6月から増設するとともに、医師のスケジュール調整を随時行うことで常勤医師による診察回数を年間72回拡大させたほか、視機能障害に適切に対応するため眼科診療を開始しました。併せて、医師の増員に向け、小児科非常勤医師の確保と予算措置を実施しました。また、療育センターさくら草では、非常勤医師による診察回数を更に拡大しました。障害児とその保護者が地域で安心して生活するための支援として、保育所・幼稚園等へ専門職を派遣する出張カンファレンス、公立保育園の療育相談への協力をはじめとする地域支援を実施し、地域で障害児の支援にあたる人材の育成に努めたことから、B評価としました。	患者数が増加傾向にある中で、初診患者の待ち期間の短縮が求められ続けています。障害児の診療は、その特性から長期にわたり継続して行われるため、医師が診察できる件数は限られています。受診中の患者について、それぞれ適切な頻度で再診を行っていく必要性もあることから、医師の増員を行うことにより、初診件数を増やして待ち期間の解消を図っていきます。併せて、適切な早期療育を実施するため、福祉制度を活用した訓練を充実させる等、新たな取組を推進していきます。	小児科非常勤医師を増員することで、診察回数を確保します。併せて、新たに児童発達支援センターで未就園児のグループ指導等を開始します。また、障害児が保育所・幼稚園・障害児通所支援事業所等の地域生活において安心して過ごせるよう、専門職による地域支援担当を設け、施設訪問や職員向け講義の実施等、施設支援を行います。	ウ	総務課(ひまわり)
54	特別支援事業	幼稚園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	私立幼稚園等48園に対して、特別支援教育に要する経費の一部を補助するとともに、臨床心理士等の派遣を希望する私立幼稚園等24園に対して延べ65回、私立幼稚園等特別支援巡回相談を実施しました。特別支援を実施する私立幼稚園等に対して、財政的支援と相談業務を実施したことから、A評価としました。	さらに多くの私立幼稚園等が対象幼児を受け入れられるよう、受け入れの際の課題を把握し、今後の支援策や事業周知の方法を検討する必要があります。特別支援に関する諸課題については、訪問時の園内カンファレンスを充実させ、園全体の保育の質の向上を図ります。一方、対象幼児の受け入れ実績がない幼稚園等に対しては、実績のある園による実践報告を実施するなど、様々な機会と方法を通して本事業の趣旨や支援内容の促進を図ります。	特別支援に係る財政的支援を継続して実施します。また、私立幼稚園等巡回相談では、対象幼児の相談を継続して実施したり、新しい対象幼児を増やしたりするなど、支援の必要な幼児を受け入れる幼稚園を積極的に支援していきます。	ウ	幼児政策課
55	保育施設等における障害児保育の推進	障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センター(ひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実を図り、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数が、平成29年度では延べ105人でしたが、平成30年度では延べ119人に増加となりました。	公立保育所での障害児等の受け入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受け入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。	重度の障害児を民間保育施設でも受け入れる体制について、補助金の増額を実施予定です。また、専門的知識の習得機会の拡大を検討していきます。	エ	保育課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
56	放課後児童クラブにおける障害児保育の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。 公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。 民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成30年4月1日時点において、247クラブ中117クラブにおいて180人の障害児を受け入れました。 民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配にかかる人件費の基準額を拡充し、加算しました。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。 障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。 これらの取組みにより、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したことから、A評価としました。	障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えていることから、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでいく必要があります。	民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配にかかる人件費について、引き続き、基準額を加算します。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を、2回実施します。 障害児支援の専門知識を備えた職員及びアドバイザーによる巡回相談を拡充して実施します。	エ	青少年育成課
57	発達障害者支援センターの充実	これまで相談の受け皿が乏しく、支援方法の未確立な成人期(当事者及び家族、支援者)の相談支援の充実を図ります。同時に普及啓発活動や連絡協議会の開催等を通じ、地域支援体制の構築を推進します。また、思春期から成人期にわたる発達障害に特化した居場所・日中体験活動の場を創出し、発達障害者の社会参加の向上を図ります。さらに二次障害予防として高校生年代の支援を見直し、思春期支援体制の整備に努めます。	事業の実施及び推進	—	—	—	—	—	推進	B	—	—	平成30年度においては、発達障害者社会参加事業を業務委託にて継続的に実施し、家庭以外の居場所や日中体験活動の場を提供することができました。また、思春期年代のキャリア形成支援事業については、教育機関も含めた支援機関や多くの支援者と連携しながら講座を開催することができ、支援体制の強化を推進することができました。そのため、B評価としました。	社会参加事業では、家庭の中で長くひきこもりの状態にあった当事者の方が多く、長期的な支援計画のもと取組を進めていく必要があります。また、個別のフォローの強化や、本人を支えるための家族のサポートも、より一層充実させていく必要があります。	発達障害者社会参加事業を継続して実施します。また、思春期年代への社会参加へ向けた支援として学生向けキャリア形成支援事業も継続します。	ウ	障害者総合支援センター
58	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもでもあって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び補装具の交付を実施します。	事業の円滑な実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切に医療給付事務を遂行できたため、B評価としました。 なお、目標の数値設定による評価は、当該事業の性質上そぐわないため、平成28年度以降は継続的・安定的な事業の実施について評価を行います。	本制度は事前申請を原則としていますが、医療機関が遠方など、意見書の準備に時間がかかり事後申請になるケースが多数ありました。 そのため指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強化し制度理解を深め、市民に適切な説明が出来るよう努めます。	令和元年度も、母子健康手帳やホームページ、さいたま市の障害者福祉ガイド、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行します。	ウ	疾病予防対策課
59	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所入所できるよう、継続して配慮を行いました。	核家族化や女性の社会進出等に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	保育所の利用調整における指数の加減などによる優遇措置を継続します。	ウ	保育課
60	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加減などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加減点などによる優遇措置を行ったため、A評価としました。	入室希望者が定員を大きく超過するクラブでは、ひとり親家庭等でも不承諾となること懸念されるため、引き続き放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでいく必要があります。	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加減点などによる優遇措置を行います。	ウ	青少年育成課
61	市営住宅における母子世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、母子世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	母子世帯新規入居戸数	世帯	—	—	—	—	40	A	—	—	市営住宅の入居募集の際、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅に困窮する度合いが高いと考えられる世帯に対しては、抽選番号を1つ多く付与し、また、一次当選者から入居順位を決定する際の困窮度判定時には加算することで、入居の優遇を行いました。 平成30年度は母子世帯の市営住宅への新規入居戸数は40世帯となっており、目標値を大幅に上回りました。年々母子世帯の新規入居戸数は増加しています。	母子世帯だけでなく、他の弱者世帯(高齢者世帯や障害者世帯等)とのバランスを図りながら、優遇制度を実施する必要があります。	引き続き、母子世帯等に対する入居優遇制度を実施します。	ウ	住宅政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
62	さいたま市入居支援制度	民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、賃貸人への啓発や情報提供により、民間賃貸住宅への入居を支援します。	名簿掲載協力不動産店数	店舗	—	—	—	—	62	B	—	—	ひとり親世帯や高齢者世帯等に対して、不動産店の情報提供を行いました。併せて、入居支援制度と同様の施策である「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」において登録されている不動産店の情報提供を行いました。	名簿掲載協力不動産店数は年によって増減があるため、「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」や「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅登録制度」と併せて本制度を周知していきます。	引き続き、公益社団法人埼玉県宅建物取引業協会に協力を要請するとともに、関連制度と併せた情報提供を行うことで、民間賃貸住宅の入居を支援していきます。	ウ	住宅政策課
63	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援)	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	支援の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行いました。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。	父子家庭の利用が少ない点が課題であるため、周知・広報を図っていきます。	事業の周知に努め、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
64	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	—	—	—	—	0	C	—	—	平成30年度においては、0件の策定であったため、C評価としました。	平成26年度から各区役所にジョブスポットが設置(平成27年度までに全10区に設置)されており、ハローワークに支援要請を行うことなく、案内することが可能となったため、利用者が減っています。	ジョブスポットの状況等を踏まえつつ、事業の縮小も含めた検討をしていきます。	イ	子育て支援政策課
65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	介護職員初任者研修参加者	人	—	—	—	—	7	C	—	—	平成30年度においては、計2回の研修を実施しましたが、参加者数が目標としていた30人に対し7人となったため、C評価としました。	研修の実施時期等の見直しや、周知・広報の在り方を検討していきます。 また、研修内容のニーズの調査の実施も検討していきます。	研修の実施時期を見直し、一人でも多くの方が参加して講習会を修了し、自立につながるよう支援を行っていきます。	ウ	子育て支援政策課
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。	養成機関修了者の常勤就職・進学率	%	—	—	—	—	91	A	—	—	平成30年度においては、91%の常勤就職・進学率であったため、A評価としました。	退学や休学等によって、養成機関を修了できなかったり、修了が遅れたりすることがあります。毎月提出を求めている出席状況報告書において、出席日数が通常と比べ少ない場合には、受給者と連絡を取り合って原因を探る等、アプローチしていきます。	引き続き事業を実施するほか、令和元年度の制度改正にもしっかりと対応していきます。	ウ	子育て支援政策課
67	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給件数	件	—	—	—	—	26	A	—	—	平成30年度においては、26件の支給を行いました。平成30年度目標としていた25件を超えたためA評価としました。	制度を利用するには、事前相談が必須となっていますが、それを受けずに講座を修了してから相談される方がいまだに見受けられるので、周知・広報を図っていきます。	引き続き事業を実施するほか、令和元年度の制度改正にもしっかりと対応していきます。	ウ	子育て支援政策課
68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	—	—	—	—	105	A	—	—	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付件数において、平成30年度は60件の貸付を目標としていましたが、105件の貸付を行うことができ、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたためA評価としました。	貸付する資金には貸付限度額が設定されているため、貸付を希望する方が必要とする金額の全額を貸し付けることができません。 このため、貸付を行う前に行うひとり親家庭就業自立支援センターへの相談時において、貸付を希望する方が対象となる他の支援制度を必要に応じて案内していくことが求められます。	貸付を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭就業自立支援センターの職員の知識の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
69	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律相談の受付数	件	—	—	—	—	29	A	—	—	平成30年度においては、29件の相談を行いました。平成30年度目標としていた25件を超えたためA評価としました。	平成29年度から8月に区役所においても法律相談を実施していますが、利用数が伸びなかったため、活用していただけよう、相談受付の整備を行うとともに周知・広報を図っていきます。	8月の区役所における法律相談の実施の際は、法律相談実施中であること、当日申し込み可能であることを周知し、利用数の増加を図ります。	ウ	子育て支援政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
70	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の円滑な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	児童扶養手当の支給について、平成30年度は、受給者へ支払が着実に進められたため、A評価としました。	令和元年度において、児童扶養手当の支払回数の変更などの制度改正が行われる予定のため、支給業務が滞りなく行われるよう対応する必要があります。	申請の窓口と区支援課と制度改正の情報共有をしながら、引き続き事業を実施します。	ウ	子育て支援政策課
71	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者[1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)]の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成30年度も引き続き、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、生活の安定と自立に向けて支援しました。	受給資格があるにもかかわらず、支給を受けていない家庭があることが平成30年度の課題として見えてきたため、今後は、各区支援課と一層連携を図り対象者に対して勧奨を行い、申請を促します。	各区支援課と連携して対象者に申請を促しながら、引き続き、ひとり親家庭等医療費支給制度を実施していきます。	ウ	年金医療課
72	ひとり親家庭等児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親家庭児童就学支度金支給者数	人	—	—	—	—	297	B	—	—	平成30年度においては、297件の支給を行いました。	支給対象となる方に対し、周知・広報をしていきます。	対象者への案内を徹底することで周知を図りながら、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
73	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	—	—	—	—	8.57%(認定率)	A	—	—	昨年度に引き続き、平成30年11月に就学援助が認定されている小学校6年生の保護者に対し、支給時期をさらに早め、中学校入学前の1月に入学準備金の支給を行うとともに、平成30年度は平成30年11月に就学援助が認定されている小学校就学予定者の保護者に対しても、入学前の1月に入学準備金の支給を行うことで、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行うことができたことため、A評価としました。	経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、必要とする時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。	今後も、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い義務教育の円滑な実施を図るとともに、令和元年度は支給単価の増額を行うなど、保護者が必要とする援助ができるよう事業を進めていきます。	ウ	学事課
74	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	延べ参加者数	人	—	—	—	—	185,289	A	—	—	チャレンジスクールの代表者によるチャレンジスクール運営会議を4回、ボランティアスタッフのための研修会を5回実施しました。また、チャレンジスクールにおける活動事例集を作成して配布したり、平成29年度に作成した「チャレンジスクール“ふれ愛”体験講座等 講師リスト」の更新シートを配布し、外部講師を積極的に招くことを奨励したりすることで、チャレンジスクールの活動の選択肢を増やしました。 また、地域のボランティアの協力のもと、地域の特性を活かした魅力ある活動内容となるよう努めた結果、平成30年度における延べ参加児童生徒数は185,289人となったため、A評価としました。	参加児童生徒数の増加に向けて、学校地域連携コーディネーターを中心に地域の方への呼びかけを行うなど、本事業を地域等へより一層周知を促進していきます。 また、参加者の活動内容の一層の充実を図るため、外部講師リストの積極的な活用を促すとともに、情報提供等を行います。	令和元年度には、過去の実績を踏まえ、チャレンジスクールの活動内容の一層の充実を図り、地域や家庭への広報活動を通じて更なる延べ参加児童生徒数の増加に努めていきます。	エ	生涯学習振興課
76	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加率	%	—	—	—	—	100	A	—	—	非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施しました。また、大宮駅周辺パトロールについては、7回を予定していましたが、1回は猛暑により中止したため、6回実施しました。市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施できたため、A評価としました。	地区における巡回活動については、参加者の確保、巡回箇所、巡回時間について、非行防止対策を推進するため、更なる工夫が必要です。	非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施します。また、大宮駅周辺パトロールについては、7回の実施を予定しているほか、市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施する予定です。	ウ	青少年育成課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
77	成人式	成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。	出席率	%	—	—	—	—	78	A	—	—	成人式対象者13,280名に対し、10,368名の成人者が出席しました。人生に一度のお祝い事であり、さいたまスーパーアリーナで新成人が一堂に会して行う式典は、厳かな中にも感動を与える式典として好評を得ています。目標値である80%の出席率に対し、78%の方に出席していただくことができたため、A評価としました。	多くの方の来場があるため、災害時の対応や事故の防止など安全の確保に取り組む必要があります。また、入場から着席までの案内誘導及び警備を強化し、よりスムーズで安全な式典準備、運営が課題となります。	より円滑な運営を目標とし、引き続き安全の確保に十分留意しながら、盛大にかつ厳かに新成人の新たな門出を祝います。	ウ	青少年育成課
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	団体	—	—	—	—	78	A	—	—	平成30年度においては、延べ利用団体数が目標としていた80団体と概ね同数の78団体となったため、A評価としました。	利用者のほとんどがリピーターや近隣の青少年団体であり、新規利用者の獲得が課題となっているため、今後も猿花キャンプ場の利用について、市報や情報誌、ホームページ等でPRして利用者の増加につなげていきます。	青少年の健全育成のための施設として、さいたま市内での認知度を上げ、利用者が増加するよう周知を行います。	ウ	青少年育成課
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。行政区に最低1館設置することを目標とし、未整備区である緑区を優先することとしますが、利用者の利便性や行政区の面積・児童数などにも配慮し整備を進めます。なお、平成28年度に未整備区であった緑区に開設されたため、行政区に最低1館設置されました。	施設数	施設	—	—	—	—	18	A	—	—	平成28年度に緑区に新たに尾間木児童センターが開設され、各区最低1館の児童センターを設置することができました。それにより、市内に18箇所の児童センターが設置されたため、A評価としました。	利用者がより安心して楽しく利用できるよう、施設の適正な管理及び内容の充実について継続的に取り組んでいく必要があります。	利用者からの要望等に適切に対応しながら、引き続き適正な管理・運営を行います。	ウ	青少年育成課
80	さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらい)くるワーク体験」	キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観を幅広く、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所との協力を得て、さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらい)くるワーク体験」を実施します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらい)くるワーク体験」については、市立中・特別支援学校56校で職場体験を実施し、生徒に勤労観、職業観を幅広く、学ぶことの意義を考える機会となったため、A評価としました。	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらい)くるワーク体験」では、受入れ事業所の拡大が重要であるため、商工会議所会報に受入れ事業所募集記事を掲載依頼したり、ロータリークラブ等の会合に出席し、受入れ事業所の募集を行ったりするなど、受入れ事業所の拡大を図ります。	令和元年度においても、生徒に勤労観、職業観を幅広く、学ぶことの意義を考える機会とするために、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらい)くるワーク体験」を継続して実施します。	ウ	生涯学習振興課
81	子ども・若者支援ネットワーク事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。	会議回数	回	—	—	—	—	5	B	—	—	子ども・若者支援ネットワーク事業の会議回数について、年6回を予定していましたが、代表者会議及び実務者会議合わせて5回の実施であったことから、B評価としました。	子ども・若者を取り巻く環境は常に変化するなか、子ども・青少年が抱える問題は複合化・複雑化しているため、関係機関の連携、重層的な支援を図る必要があります。	令和元年度においても、各関係機関が、様々な分野の最新支援策について情報共有できるよう、より充実した会議内容としていきます。	ウ	青少年育成課
82	若者自立支援ルーム事業	社会生活を送るうえで、困難を有する市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた、自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑に社会的自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	延べ利用者数	人	—	—	—	—	8,837	A	—	—	若者自立支援ルームの年間のべ利用者数について、社会生活を営むうえで困難を有する若者が1人でも多く円滑な自立を果たせるよう、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、目標としていた8,800人を上回る8,837人となったことからA評価としました。	多様な困難を抱える若者を対象とするため、庁内・庁外公的機関、民間、NPO団体など、多くの支援機関と綿密な連携体制を構築する必要があります。また、本事業については、本人や家族、地域の方々の理解と協力が必要であると考えられるため、事業の広報や周知を徹底して行い、理解、協力を求める必要があります。さらに、現在の若者自立支援ルームについては、利用者数が増加し、これ以上の受入れが困難な状況であるため、受入れ体制の拡充を図る必要があります。	引き続き利用者への段階的なプログラムを実施するとともに、リーフレットやポスター等での広報、周知を行います。また、受け入れ体制を拡充するため、(仮称)第2若者自立支援ルーム事業を運営する施設の建設工事を行います。	エ	青少年育成課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
83	若者ユースアドバイザー事業	子ども・若者の自立支援に関する専門的な相談に対応するため、若者自立支援ルーム、児童相談所等の職員、ボランティアに対するスキルアップを目指した講座を開催します。	ユースアドバイザーの人数	人	—	—	—	—	25	A	—	—	ユースアドバイザー養成研修について、スキルアップ研修を実施し、25人が受講し研修を修了したことから、A評価としました。 また、スキルアップ研修実施後、中級編のブラッシュアップ研修を実施しました。	現在の若者が抱える課題についての理解を深め、時代に合った研修内容を検討する必要があります。 様々な分野での最新の支援方針について、情報共有し、研修内容を充実させていく必要があります。	令和元年度においても、研修内容の充実を検討し、引き続きユースアドバイザー養成研修を実施していきます。	ウ	青少年育成課
84	若年者職業的自立支援事業	若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。	若年者就業支援による就職等進路決定者数	人	—	—	—	—	119	B	—	—	下記3事業の若年者への就労支援を実施した結果、就職等進路決定者数(就職者数)が合計119名となりましたが、平成29年度より人数が減ったためB評価としました。 ・「地域若者サポートステーション」における就労支援による進路決定者数 98名 ・民間就職情報サイト活用型採用支援事業による新卒就職者数 3名 ・若年者就労ステップアップ事業による就職者数 18名	求職者優位の「売り手市場」傾向が続いており、特に、新卒者を対象とした「民間就職情報サイト活用型採用支援事業」では、企業へのエントリー数及び就職者数が大幅に減少したため、令和元年度は若年者への就労支援事業の見直しを行いました。	「民間就職情報サイト活用型採用支援事業」を廃止する一方で、「若年者就労ステップアップ事業」を「若年者等インターンシップ業務」に改編し、支援対象者数、就職者数の拡大を図り、「地域若者サポートステーション」における就労支援との2事業で、引き続き若年者への就労支援を実施します。	ウ	労働政策課
85	いじめのないまちづくり推進事業	「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体と連携し、啓発活動を行うことで、いじめ撲滅に向けた市全体の気運を高めるとともに、相談体制の整備を行うなど、いじめ防止等のための対策を推進します。	啓発活動の実施回数	回	—	—	—	—	2	A	—	—	啓発活動について、さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを2回開催し、関係機関の連携、情報共有を図ることができたため、A評価としました。 また、啓発品として、いじめ防止5ヶ条を記載したクリアファイルを作成しました。	子ども・若者を取り巻く環境の変化により複雑化するいじめ問題に対応するため、いじめのないまちづくりネットワークについて、関係機関の更なる連携が必要です。	令和元年度においても、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を2回開催し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体との連携を図るとともに、啓発品を作成し、啓発活動を行い、いじめ防止等のための対策を推進します。	ウ	青少年育成課
86	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり相談センター」を開設し、電話面接等やグループ活動による相談支援を実施します。 また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。	(仮称)ひきこもりサポーター派遣件数	件	—	—	—	—	88	B	—	—	「(仮称)ひきこもりサポーター」については、平成27年度より「リレートサポーター」と定め、訪問等の派遣事業を実施しています。年度途中の活動辞退者が生じたことから、派遣件数が88件と平成30年度の目標としていた100件を下回ったため、B評価としました。 平成30年度は「リレートサポーター」養成研修の実施回数を増やし、2回実施しました。 派遣事業利用者のうち、53.3%にひきこもり状態の改善がみられています。また、ひきこもり状態の改善の有無に限らず、93.3%に意欲や生活面で何らかの良い状態がみられています。	「(仮称)ひきこもりサポーター」派遣の充実のためには、若い世代のサポーターの養成が課題となっており、近隣の大学へ訪問し、周知を行います。	令和元年度においては、引き続き「(仮称)ひきこもりサポーター」訪問事業を実施します。	ウ	こころの健康センター
87	教育相談室・適応指導教室	市内6か所の教育相談室・適応指導教室において、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、幼児のことばや発音などに関する相談に応じます。また、学校に行く気持がなくなりながら、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を目指した支援・指導を行います。	適応指導教室に通う児童生徒数	人	—	—	—	—	119	A	—	—	平成30年度は、スクールソーシャルワーカーを増員し、31名体制としました。小学校に14名、市内6か所の教育相談室に17名を配置し、教育相談体制の充実を図りました。スクールソーシャルワーカーが学校配置になったこと、教育相談室と学校との連携が強化されたことから、適応指導教室への入室人数が平成30年度の目標としていた95人を上回る結果となりました。	適応指導教室への入室につながることでできなかった児童生徒への支援が課題であり、児童生徒に直接支援を行う専門家の増員や、関係機関との連携を強化し、不登校児童生徒に対する支援の充実を図ります。また、適応指導教室に通っている児童生徒の課題は基礎学力の定着であり、タブレット端末の導入や、授業型の学習支援により児童生徒の学び意欲を高めていきます。	令和元年度においては、更なる教育相談体制の充実を図るために、スクールソーシャルワーカーを11名増員したり、フリースクール等連絡協議会を開催したりすることで、関係機関との更なる連携の強化を図ります。また、適応指導教室においては、全ての教育相談室にタブレット端末を導入し、学習活動に活用していきます。さらに指導主事による授業型の学習支援を計画的に実施していきます。	エ	総合教育相談室

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
88	青少年の主張大会	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	—	—	—	—	1,031	B	—	—	青少年の主張大会について、市内各小中高校に作品の応募を働きかけたところ、1,031点の応募にとどまったため、B評価としました。	青少年の主張大会の応募者が平成26年度より減少したため、募集チラシの早期作成や、各学校における夏休みの課題として積極的に取り上げていただけるよう働きかけが必要です。	12月の青少年の主張大会に向け、積極的な作品募集を行います。	ウ	青少年育成課
89	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年の健全育成及び郷土芸能を伝承する目的を持った団体活動を支援します。	交付団体数	団体	—	—	—	—	36	A	—	—	平成30年度は当初見込んでいた40団体には届かなかったものの、36団体からの申請があり、補助を行ったため、A評価としました。	交付団体数を増やし、青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を推進するため、本事業の積極的な周知に取り組みする必要があります。	令和元年度においても、青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、市報や市ホームページへの掲載、各区情報公開コーナーへのチラシ等の設置などにより周知を図りながら、青少年への郷土芸能伝承活動への補助を継続していきます。	ウ	青少年育成課
90	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	数	—	—	—	—	91	A	—	—	次のとおり多くの団体に補助金を交付し、活動を支援したことから、A評価としました。 (さいたま市ボーイスカウト協議会・さいたま市ガールスカウト連絡協議会・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議67地区会・さいたま市子ども育成連絡協議会・さいたま市子ども会10区連合会)	書類の確認など補助金交付の手続きを適正に行う必要があります。	91団体に補助金を交付し、青少年の健全育成を目的とする青少年団体の活動を引き続き支援します。 また、補助金の交付について、説明責任を十分に果たせるよう、青少年団体に対し補助金の公平性、透明性をその必要性を改めて周知し、実績報告の際には書類を厳正に確認します。	ウ	青少年育成課
113	寡婦(夫)控除みなし適用	所得税法や地方税法等に基づく寡婦(夫)控除と同様に、寡婦(夫)控除をみなして適用することにより、婚姻歴の有無による課税対象所得の差異について解消します。	寡婦(夫)みなし適用件数	件	—	—	—	—	38	A	—	—	保育分野で申請件数及び適用件数が増加し、適用件数が平成30年度の目標値として設定した30件を上回ったため、A評価としました。	制度を適用するには申請が必要となるため、対象となりそうな方への積極的な案内や周知が必要となります。	さいたま市として寡婦控除みなし適用を開始した後、全国的に制度改正があったこと等により、各対象事業で寡婦控除みなし適用が実施されるようになってきました。そのため、それらと整合性を合わせるようさいたま市要綱の見直し等を図る必要があります。	ウ	子育て支援政策課
114	勤労者支援資金融資	市内在住の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の使途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学、授業料など本人又は家族の教育費)	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	保護者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育資金の融資のあわせんを行う勤労者支援資金融資事業を実施したため、A評価としました。	低金利水準が続く、民間金融機関等に比べて当該事業の金利に割高感があることから、平成30年度の利用件数は1件と、年々件数が減少しています。市民認知度を上げ、利用件数を増やすことを目的に、市報、市ホームページ、商工会議所会報誌等への掲載を行い、事業の周知活動に注力しています。	引き続き、利用件数増加を目指し、市民認知度を上げるため、多媒体への事業の周知活動を積極的に実施します。	ウ	労働政策課
115	要保護標準保護児童生徒医療援助事業	経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	経済的理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、経済的な差によらず医療機関へ受診できるよう、医療費の援助を適正に実施したことから、A評価としました。	引き続き、経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費の援助を適正に実施する必要があります。	引き続き本事業を実施し、経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	ウ	健康教育課
116	標準保護児童生徒給食援助事業	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができたことから、A評価としました。	引き続き、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施する必要があります。	引き続き本事業を実施し、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	ウ	健康教育課
117	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	学校を通じて対象者から申請を受け付け、875人に支給を実施したため、A評価としました。	本事業の実施に際しては国から一部補助を受けて実施していますが、国の補助基準において対象となる学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒について、さいたま市では対象としていなかったため令和元年度から基準を変更し、該当する児童生徒を対象とすることができるようになります。	引き続き、中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。	ウ	特別支援教育室

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
118	認可保育所等の利用者負担額の軽減	失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	平成30年度の減免適用児童数は3名(3世帯)で、のべ15か月分の減免を行いました。 【内訳】 保護者の疾病による収入減少、または世帯員の疾病に伴う継続した支出増による家計への影響 2名 災害(自宅全焼) 1名	申請漏れがないよう、制度の周知を図ります。	制度の周知に努め、今後も引き続き適正に実施します。	ウ	保育課
119	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ)の世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	第2、第3階層児童の食物アレルギー児数は年度により異なることから、助成対象人数に毎年変動がありますが、入所児童の健全な育成と児童福祉の増進を図ることができているため、A評価としました。	認可保育所等に在籍する食物アレルギーを有する児童は年々増加していることから、より事業の周知徹底を図る必要があります。	事業の周知に努め、引き続き対象者への助成事業を実施します。	ウ	保育課
120	幼稚園就園奨励事業	幼稚園への就園を奨励するため、各種助成制度を通じて保護者の経済的負担を軽減します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	世帯の経済状況にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができたため、A評価としました。	令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化にともない、既存の幼稚園就園奨励事業と無償化の手続き等について、各世帯や幼稚園にわかりやすく周知する必要があります。	幼児教育・保育の無償化開始まで世帯の状況等に応じて各種助成金を適正に交付します。	オ	幼児政策課
121	一時保育利用料の軽減	公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。	核家族化の進行に伴い、定期利用の保育需要が高まっている中、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。今後の社会状況の変化や利用状況等の推移を注視し、本事業についても引き続き適正な処理及び周知の徹底を図る必要があります。	対象者への周知を徹底し、引き続き助成事業を継続します。	ウ	保育課
122	公設放課後児童クラブ指導料の軽減	生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料の軽減を行いました。	世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、より市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料の軽減を行います。	ウ	青少年育成課
123	水道料金の減額制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税非課税世帯などに対して、申込みに基づき、水道料金の減額を行ったため、A評価としました。	該当者に対し様々な媒体を活用し、制度の周知を図ります。	引き続き、本制度を実施するとともに、水道局の広報紙「水と生活」、水道局のホームページ、子育て支援政策課のホームページ「さいたま子育てWEB」、各区役所の福祉課、支援課に設置しているパンフレット「保護のしおり」、「子育て応援ブック」、「ひとり親家庭ガイドブック」を活用し、減免制度の広報を行います。	ウ	営業課
124	下水道使用料の減額制度	下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給している方は免除、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している方は減額します。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	申請に基づき、生活保護法による生活扶助を受給している方、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している方について、下水道使用料の減額制度を実施したため、A評価としました。	申請漏れがないよう、様々な媒体を活用し、制度の周知を図ります。	制度の周知に努め、引き続き下水道使用料の減額制度を実施してまいります。	ウ	下水道総務課
125	生活保護事業	病気や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。	適正な実施	-	-	-	-	-	実施	A	-	-	各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったため、A評価としました。	生活保護制度等において新たな支援策が創設された際に必要な支援が行えるように面談等を通じて世帯の状況を把握します。	引き続き各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施します。	ウ	生活福祉課
126	生活困窮者自立支援事業(生活自立・仕事相談センター)	経済的な問題等で困窮されている方に、自立に向けた支援計画を立て、総合的な支援を行います。主に、離職等により、住居を失った、又は失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、すぐには就労が難しい方に対する就労に向けた準備の支援、家計の状況を整理し、相談者自らが家計管理できるようになるための家計相談支援などを組み合わせて支援します。※一部の事業には利用に際し、収入等の要件があります。	相談件数	件	-	-	-	-	1,231	C	-	-	各区に設置した「生活自立・仕事相談センター」にて生活困窮者に対し相談支援を実施し、新規相談件数について平成30年度の実績は1,231件となり平成30年度の目標値として設定した3996件に対する割合が31%となったため、C評価としました。 国が設定する目安値の見直しがあり、平成30年度の時点では人口10万人あたり26件でしたが、平成31年度で16件に下方修正されたため、令和元年の目標値を2,481件とします。	新規相談件数の向上に向け、潜在的支援対象者に対しアウトリーチを強化する必要があります。	周知・広報を目的としたアウトリーチ強化策の一環として、市報の区版に「生活自立・仕事相談センター」の事業紹介を年1回以上掲載します。	ウ	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所 管
127	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数	件	—	—	—	—	0	C	—	—	平成30年度においては、支給実績がなかったため、C評価としました。	事業についての問合せはありますが、要件を満たしていない等で利用につながっていません。 対象者が制度を利用できるよう、周知・広報をしていきます。	少ない対象者が確実にこの事業を利用できるよう周知を図りながら、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
128	勤労者支援事業(働く人の支援講座)	市内在住の求職者・勤労者及び市内事業所に従事する勤労者に対して、労働に係る諸問題に関する講座を実施します。	適正な実施	実施	—	—	—	—	実施	A	—	—	保護者に対する自立支援として、「働く人の支援講座」労務実務コースにおいて、知っておくべき労働法制や時事的な問題等に係る以下の講座を実施したため、A評価としました。 ・「労働関連法令の基礎」延べ142名受講 ・「社会保険・労働保険の基礎」延べ327名受講 ・「働き方改革の取り組みポイント」延べ69名受講 ・「労働関連法令の改正のポイント」38名受講 ・「ハラスメントの実例と対策」17名受講	講座のテーマとして、勤労者が知っておくべき時事的な問題を的確に設定することが重要なため、民間の専門業者に委託を行い、テーマ内容の検討、設定を実施しています。	令和元年度も、「働く人の支援講座」の中で、勤労者が知っておくべき労働法制や時事的な問題等に係る講座を実施する予定です。	ウ	労働政策課
129	雇用対策推進事業(就職支援体制整備事業)	ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリアコンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を中心に、求職者に向けた就業支援を実施します。	ワンストップ就職支援サービス利用者数	人	—	—	—	—	9,884	A	—	—	働く意欲を持つ全ての市民の就業のために、埼玉労働局との協定に基づき、協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや内職相談、子育て世代を中心とした就業支援を実施した結果、延べ利用者数が9,884人であり、平成30年度の目標としていた9,300人を上回ったため、A評価としました。	北浦和駅隣接という好立地を生かし、施設利用者数の更なる拡大が求められています。	令和元年度からは土曜日開催のセミナーを定期的に実施するとともに、これまで別会場で行っていた就労支援事業の拠点を「ワークステーションさいたま」に統合し、キャリアコンサルティング等の利用者数の拡大を図ります。	エ	労働政策課
130	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行います。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	市内の母子生活支援施設が1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定される恐れがあります。このため、母子の安全性を高めるために、設備の整備といったハード面だけでなく、入居者へ利用にあたっての生活ルールを理解してもらう等、ソフト面にも配慮して運営していく必要があります。また、本事業は、緊急一時的に保護する目的であるため、短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を行う必要があります。このため、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要があります。	緊急に保護を必要とする母子の安全を守り、その後の生活の安定につなげていくため、今後も事業を継続し、母子の福祉の向上を図ります。	ウ	子ども家庭総合センター総務課	
131	未成年後見人支援事業	親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	新たに4名の児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、A評価としました。	厚生労働省より、児童相談所長以外が選任請求を行った場合でも、報酬の支払い及び損害賠償保険の加入を行えるよう支援事業の拡充が示されています。しかし、本市においては、候補児童が待機している現状があり、今後の拡充にあたり優先順位等をどのように設定していくか課題となります。	継続して実施していきます。	ウ	児童相談所
132	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていく必要があります。	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対しての身元保証人確保を、継続して実施していきます。	ウ	児童相談所

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所 管
133	自立援助ホーム入所児童自立援助事業	自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	当市の自立援助ホーム入所児童が入校した自動車学校の経費について、補助を実施し、児童の就職・自立を促進したため、A評価としました。	今年度は申込者が1人にとどまったため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	令和元年度も、自立援助ホーム入所児童に対して、就職等に役立つ資格の取得に必要な経費の補助を引き続き実施します。	ウ	児童相談所
134	子どもの精神保健相談室	「子どもの精神保健相談室」を開設し、電話・面接等やグループ活動による相談支援を実施します。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	小学校高学年から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施しました。また、子どもや家族への支援を目的とした集団心理教育プログラムを実施したため、A評価としました。	子どもや保護者支援のために関係機関支援と連携、支援者の知識・技術の向上が求められており、子どもの精神保健福祉に関する研修を開催し、質の向上を図る必要があります。	小学校高学年から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施します。また、子どもや家族への支援を目的とした集団心理教育プログラムを実施します。	ウ	こころの健康センター
135	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	学業や進学が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。	不安を抱えた生活保護受給世帯の中学生への学習支援実施率	%	—	—	—	—	34	B	—	—	平成30年度は、学習や居場所支援を行う教室を全区に1か所ずつ、学習支援に重点を置いて「進学応援教室」を市内1か所、合計11か所の会場を設けて、参加者の状況に応じた総合的な支援を実施し、年度当初の参加対象者向けアンケートで「学習に不安を抱えている」と回答した生活保護受給世帯の中学生の参加率が34%となり、目標値に対する達成割合が72%だったため、B評価としました。	アンケートで「学習に不安を抱えている」と回答した生活保護受給世帯の中学生により多く参加してもらうため、引き続き担当ケースワーカーを通じて継続的に参加勧奨する必要があります。	各区福祉課のケースワーカーに対し事業説明会を実施し、当該事業の必要性と理解を深めた上で、担当ケースワーカーから対象者に対し継続的に参加勧奨を実施します。	ウ	生活福祉課
136	入学準備金・奨学金貸付事業	経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生に対し、入学準備金又は奨学金の貸し付けを無利子で行います。	適正な実施及び新制度創設	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	現行の入学準備金・奨学金貸付制度により、入学準備金40名、奨学金(新規)40名(いずれも高校、大学等含む)の貸付を行いました。また、一定の要件に該当した場合に返還金の一部を免除する新たな制度の創設に向け、対象者等を管理するためのシステム改修などの準備を行ったため、A評価としました。	平成30年度は貸付申請者の人数が例年より少なかったため、更に制度の周知を図るとともに、新たな制度の創設に向け、準備を進める必要があります。	引き続き貸付制度を継続するとともに、新制度を創設し、経済的理由で進学をあきらめることのないよう制度の周知を図ります。	エ	学事課
137	なんでも子ども・若者相談窓口の実施	子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みをワンストップで受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関をはじめとした関係機関へのコーディネートを行います。	なんでも子ども相談窓口における相談者のうち親身に相談に乗ってくれた回答した人の割合	%	—	—	—	—	204	A	—	—	平成30年度はなんでも子ども相談の窓口にて相談を実施した対象者1,593名のうち、アンケート用紙を配布し回答してくれた件数が204件と12.8%の実施率にとどまりました。そのうち、「親身に相談に乗ってくれたと回答した人」の割合は96.6%に上りました。	4月当初は窓口で相談対応した相談員がそのままアンケート用紙を渡し、その場で回答していただく方法だったので、相談員に多少遠慮して高い評価を記入された可能性も考えられます。また、相談内容が深刻なものだったり、窓口ではなくあそびのひろば内での相談の時はアンケート用紙を渡すこと自体ができなかったりしたため、回答率が少なかったものと思われます。そのため年度途中から、相談終了後にアンケート用紙を渡すのみにし、後でゆっくり回答してもらい、受付に回答ボックスを設置しそこに各自回答後の用紙を入れていただく方式を取り入れたところ、アンケート回答数が増えたので、今後もこの方法で実施していきます。	引き続きアンケートを実施するとともに、相談された市民に対して身近で安心してもらう窓口であるために、知識の習得と丁寧な対応を心掛けていきます。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
138	インクルーシブ子育て支援の実施	発達障害児を含む子どもへの支援として、保護者の心配事や子ども自身どうしてよいかわからないような困り感に対応可能なプログラムの開発と普及・啓発を行います。	インクルーシブ子育て支援実施回数	人	—	—	—	—	80	A	—	—	平成30年度は保育所、単独型子育て支援センター、保健センター、支援課等を対象にインクルーシブ子育て支援を20回実施し、241名の参加がありました。その後、研修参加者の所属する施設等に延185回のフォローアップ訪問を実施し、80名のインクルーシブ子育て支援を行いました。また、インクルーシブ子育て支援を推進するための情報交換会を3回実施し、パートナー同士で良い実践例を共有したり、パートナーの直面する困難事例への助言等を行いました。	地域の子育て支援力を向上させていくためには、様々な分野の子育て支援機関から研修に参加していただくことが必要であるため、研修対象機関の拡大を行います。	令和元年度においては、インクルーシブ子育て支援の対象者を児童センター及び保育コーディネーターへ拡大して実施します。	エ	子ども家庭支援課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の見込み	H30確保方策(目標)	H30量の実績値	H30達成値	H30評価	R1量の見込み	R1確保方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度以降の方向性	所管
139	スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業	全ての市立小・中・高等・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関等と連携して支援した延べ件数(年間)	件	—	—	—	—	2,086	A	—	—	スクールソーシャルワーカーの配置開始から3年目となる平成30年度は、11名を増員し、31名体制となりました。14名を学校に、17名を市内6か所にある教育相談室に配置することで教育相談体制の充実を図りました。人員の増員に加え、各学校においてスクールソーシャルワーカーが「チーム学校」の一員となり、積極的に家庭訪問を行ったり、関係機関との連携を行ったりした結果、平成30年度の目標としていた1960件を上回る結果となりました。	複雑化・深刻化する児童生徒の抱える問題に対して、早期に発見し、早期に対応すること、適切に対応すること、関係機関につなげていくことが、課題となっています。そのため、スクールソーシャルワーカーの支援能力向上が必要となります。児童生徒の抱える問題に適切に対応できるように、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を行います。	令和元年度は、スクールソーシャルワーカーを11名増員し、児童生徒の抱える問題に対して、早期発見、早期対応ができる体制を強化します。また、スクールソーシャルワーカーの支援能力向上のため、支援方法、関係機関との連携方法等について研修を行います。	エ	総合教育相談室
140	相談者の自立支援	DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ります。	適正な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	相談の聞き取り内容に応じて、関係機関の情報提供するとともに、必要に応じ連携が図られたため、A評価としました。	適切に関係機関の情報提供を行うため、関係所管開催の研修への参加、及び外部講師による所属内研修を実施し、相談員の質の向上を図ります。	婦人相談員への所属研修を年度8回開催するとともに、関係所管開催の研修へ適宜参加します。	ウ	人権政策・男女共同参画課